

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年9月5日

滋賀県知事 三日月 大造

1 処分の原因となった事実

建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R6.8.7	山原由工務店	山原 由政	高島市朽木野尻350 上野第4団地 H-11	(般-2) 第80477号	建・大
R6.8.22	株式会社辰己工務店	辰己 弘至	東近江市南清水町546-1	(般-2) 第42432号	建
R6.8.23	株式会社ショウセイ建 装	大地 勝正	草津市橋岡町79-10	(般-1) 第22833号	内

3 建設業の許可の一部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R6.8.2	株式会社丸屋建設	嶋田 礼子	栗東市辻474-2	(般-2) 第20191号	管